

いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金の申請に必要な書類

	提出書類	備考				
1	いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金申請書（様式第1号）	手書きの場合は、全てペン又はボールペンで記載してください。（消えるボールペンは使用不可。）				
2	協力金の振込先の通帳等の写し	口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が記載されたものを提出してください。 ※インターネットバンキングを御利用の方は、上記事項が記載されたページを印刷したものの提出でもかまいません。				
3	事業活動・事業内容を証する書面	<table border="1"> <tr> <td>法人</td> <td> 次のいずれかを提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し ・ 開業届の写し ・ 食品営業、酒類提供、風俗営業等の許可証又は届出書の写し ・ 法人の登記事項証明書 ・ 茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書 </td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td> 次のいずれかを提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署に提出した青色申告決算書又は収支内容内訳書の写し ・ 開業届の写し ・ 食品営業、酒類提供、風俗営業等の許可証又は届出書の写し ・ その他事業を行っていることを証する書類（チラシ、HPの写し、写真） ・ 茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書 </td> </tr> </table>	法人	次のいずれかを提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し ・ 開業届の写し ・ 食品営業、酒類提供、風俗営業等の許可証又は届出書の写し ・ 法人の登記事項証明書 ・ 茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書 	個人	次のいずれかを提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署に提出した青色申告決算書又は収支内容内訳書の写し ・ 開業届の写し ・ 食品営業、酒類提供、風俗営業等の許可証又は届出書の写し ・ その他事業を行っていることを証する書類（チラシ、HPの写し、写真） ・ 茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書
法人	次のいずれかを提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し ・ 開業届の写し ・ 食品営業、酒類提供、風俗営業等の許可証又は届出書の写し ・ 法人の登記事項証明書 ・ 茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書 					
個人	次のいずれかを提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署に提出した青色申告決算書又は収支内容内訳書の写し ・ 開業届の写し ・ 食品営業、酒類提供、風俗営業等の許可証又は届出書の写し ・ その他事業を行っていることを証する書類（チラシ、HPの写し、写真） ・ 茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書 					
4	感染防止対策宣誓書の写し	店舗等に掲示している感染防止対策書の写しを提出してください。				
5	<個人事業主の場合> 本人確認の書面	運転免許証、パスポート又は保険証などの写しを提出してください。 ※3の書類で「茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書」を添付いただいている場合は不要です。				
6	<イベントを行う事業者の場合> イベントのチラシ等	当該イベントが実施される（された）日や規模などが分かる書類を提出してください。				

※上記以外にも必要に応じて資料の提出を求められることがあります。